○国土交通省告示第四百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五　災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車にあっては、前各号の規定にかかわらず、保安基準第二章の規定

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月六日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大館市釈迦内字館一四番から同市釈迦内字家下二三番一まで	前	二三・六〇メートル～一〇五・〇〇メートル
	後	二三・六〇メートル～四二・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月六日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・二・五号松島本渡線

三　事業施行期間　自平成二十三年五月六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県和歌山市大字和田字天場、字九反田、字大坪江、字仲沖、字静火、字稗田及び字佃地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月六日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・二・六号南港山東線

三　事業施行期間　自平成二十三年五月六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県和歌山市大字和田字前山、字南前及び字静火地内

使用の部分　なし

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上及び通知

四月二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

法律公布奏上通知書受領

四月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国と地方の協議の場に関する法律

地方自治法の一部を改正する法律

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

議案提出

四月二十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第1号）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第1号）

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

議案送付

四月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民法等の一部を改正する法律案

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査）

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

議案通知

四月二十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査）

議案通知書受領

四月二十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法案

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

国と地方の協議の場に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

地方自治法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

議案修正承諾要求書受領

四月二十八日内閣から、次の件につき、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件

議案修正承諾及び通知

四月二十八日本院は次の件を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件

修正申入書受領

四月二十八日内閣から次の修正申入書を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正